

議案第 7 1 号

松阪市都市計画税条例の一部改正について

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市都市計画税条例の一部を改正する条例

松阪市都市計画税条例（平成 17 年松阪市条例第 106 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改める。

附則第 3 項の見出し及び同項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 45 項」に改める。

附則第 14 項中「第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項」を「第 18 項、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで」に、「第 31 項、第 43 項、第 44 項若しくは第 47 項」を「第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

（経過措置）

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の松阪市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 30 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成 30 年法律第 49 号）附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 16 項の規定の適用については、同項中「若しくは第 48 項から第 50 項まで」とあるのは、「、第 48 項若しくは第 49 項」とする。